

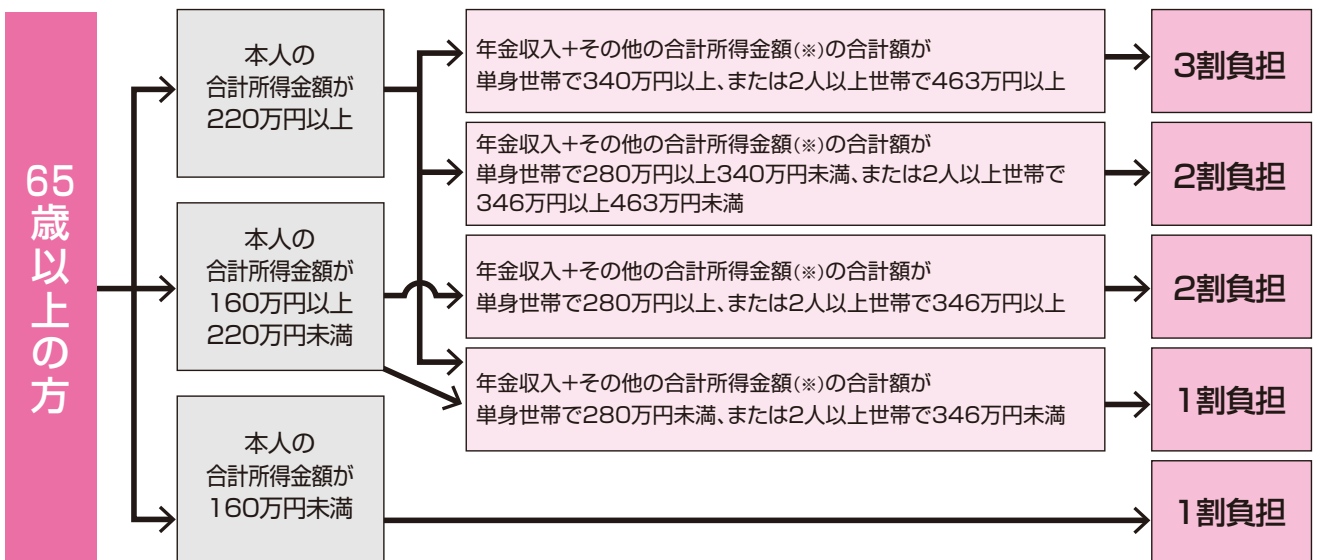
利用者負担割合

介護サービスを利用したときの自己負担割合は、本人の所得金額等に応じて1割、2割または3割です。

要支援者、要介護者、事業対象者全員に、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付いたします。介護サービスを利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業所に提示してください。

なお、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は下記にかかわらず1割負担です。

利用者負担の判定の流れ



※:「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額です。

合計所得金額 前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。土地・建物等の譲渡所得の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。令和3年度以降は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

●各サービスの費用については、めやすの費用を掲載しています。

利用者負担については、1割の場合を記載していますが、本人の所得金額等に応じて2割または3割となる場合があります。

サービスを提供する事業所やサービス内容により加算等が発生しますので、契約する際によく確認してください。なお、サービス費用、利用者負担については、2024(令和6)年4月1日現在の内容です。

ケアプランの作成

ケアプランの作成のほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援します。

利用者負担はありません。

(全額を保険で給付します。)

(1か月あたり。要介護1~5はケアマネジャーの取り扱い件数が45件未満の場合。)

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント	サービス費用(10割)
事業対象者、要支援1・2 (地域包括支援センターが行う場合)	4,915円
要支援1・2 (指定介護予防支援事業者※が行う場合)	5,248円

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護事業者

居宅介護支援費	サービス費用(10割)
要介護1・2	12,076円
要介護3~5	15,690円